

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前	30日前
	14名まで	100%	70%	50%	30%	30%	20%	20%	20%	%	%	%	%
15名～ 30名まで	100%	70%	70%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	%	%	%
31名～ 100名まで	100%	100%	70%	70%	50%	50%	30%	30%	30%	30%	15%	15%	15%
101名以上	100%	100%	70%	70%	50%	50%	50%	50%	30%	30%	30%	30%	15%

(注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、違約金を収受します。

- 1 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。